

事 務 連 絡

平成18年6月21日

入札参加業者 各位

工事費内訳書の提出時の注意事項

(予定価格税込1千万円以上の工事について)

いつも市政にご協力いただきありがとうございます。

標記の件について、入札時の注意事項として、内訳書の内容は、市の設計書と同じ項目を網羅してあること(積算の都合上、市の設計書と金額の記載場所が異なっても可とします。)として提出いただいているところではありますが、このことについて運用上明確でない部分がありました。今後は下記のと通りの取扱いということで徹底いたしますので、十分にご注意下さい。

記

今後、全ての工種について、市から購入した設計図書の全ての項目を網羅したものを提出下さい。

つまり、建築・電気・機械器具・管などについては、明細書の項目まで、土木・ほ装・造園などについては、本工事費内訳表及び工種明細表・施工内訳表まで全て網羅してください。

尚、1千万円未満(予定価格税込み)で、契約時に提出していただいている工事費内訳書については、今までどおりで構いません。

不明な点につきましては、下記までお問い合わせ下さい

新 潟 市 役 所

契 約 課 工 事 契 約 係

電話025-228-1000

内線2294～2296